

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	がん検診等に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区はがん検診等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和8年3月2日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
がん検診等記録ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法別表111の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
がん検診等記録ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	がん検診等の各実施条件の対象となる目黒区の住民基本台帳に記載のある者
その必要性	区で実施するがん検診等に関する情報を適正に管理する必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (国民健康保険資格情報、後期高齢者医療制度資格情報)
その妥当性	1 識別情報 対象者を正確に特定するため 2 連絡先等情報 受診券を発送する際、正確な住所等が必要なため 年齢や性別により各検診の対象者を判断するため 3 業務関係情報 受診券発行対象要件の確認、受診結果情報の管理
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和4年6月
⑥事務担当部署	健康推進部 健康推進課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、国保年金課、税務課、生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 (目黒区医師会、実施医療機関) <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()							
③使用目的 ※	対象要件やがん検診等の結果情報を管理し、適切な受診勧奨を行うため。							
④使用の主体	使用部署 健康推進部 健康推進課							
	使用者数 [10人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	1 がん検診等の対象者の抽出 住民情報、国保・税等からがん検診等の対象者を抽出し、案内・受診券等を作成する。 2 受診券発行記録の管理 受診券発行の記録を管理し、受診の勧奨・受診券再発行等を行う。 3 検診結果の記録の管理 受診結果の記録を管理を行う。 4 委託料の支払 検診に係る委託料の計算・集計を行う。 5 統計資料の作成 受診結果記録に基づき、各種統計資料を作成する。							
情報の突合	識別情報及び連絡先情報とがん検診等対象者情報とを突合し、受診券発行及び受診結果を正確に管理する。							
⑥使用開始日	令和4年6月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	システム運用保守業務(成人保健システム)	
①委託内容	成人保健システムのパッケージアプリケーション保守作業、運用スケジュールの作成支援、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本コンピューター株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	共通連携基盤システム運用・保守業務	
①委託内容	ガバメントクラウド上で関係システム間のデータ連携を担う共通連携基盤システム(申請管理機能・団体内統合宛名機能・住登外者宛名番号管理機能を含む)の構築、運用、システム移行業務、システムデータの滅失等に備えたバックアップデータの保管等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。
	⑥再委託事項	上記①の委託事項のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項
委託事項3	磁気媒体等外部保管	
①委託内容	システムのデータの滅失等に備えたバックアップデータの遠隔地保管及び集配	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>●中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>①中間サーバー・プラットフォーム(※)はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存し、バックアップもデータベース上に保存する。</p> <p>(※)各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点</p> <p>●ガバメントクラウドにおける措置(※)</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>(※)ガバメントクラウド 地方公共団体における国仕様準拠の情報システム等も利用可能な国調達のクラウドサービス</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
--------	--

7. 備考

- ①成人保健システムについては、令和9年度中にガバメントクラウドに構築の国仕様に準拠したシステムに移行予定
- ②上記移行に先立ち、関連システム間のデータ連携等を担う共通連携基盤システム(庁内連携システム)を構築(従来の団体内統合宛名システム・申請管理システムも包含)をガバメントクラウド上に構築
- ③上記移行に伴う既存システムデータは、移行後速やかに消去する。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

がん検診等記録ファイル

【共通検索情報】

整理番号、通知番号、カナ氏名、生年月日、性別、住所、年度

【胃がん検診】

整理番号、履歴番号、事業番号、年度、受診日、受診医療機関管理番号、受診医療機関その他、種別区分、受診区分、受診番号、総合判定、登録日、印刷区分、印刷日、更新日、受付日、抽出日、抽出時郵便番号、抽出時住所、抽出時方書、抽出時漢字氏名、抽出時カナ氏名、受診券発行日、発行理由区分、請求年月、胃の具合、問診(病気)、問診(検査)、家族歴、生活習慣(たばこ)、生活習慣(アルコール)、生活習慣(塩辛い食品)、生活習慣(脂っこい食品)、服薬、胃がんハイリスク検査受診結果、ピロリ菌の除菌、薬剤アレルギー、検診内容、生検有無、一次判定結果、読影判定結果、再検査有無、総合判定(胃内視鏡検査)、検診結果(内視鏡受診者結果通知)、期別、特定健診、初診料計上区分

【胃がん検診 精密検査】

整理番号、履歴番号、事業番号、健診事業番号、登録日、受診区分、受診日、受診医療機関、管理番号、受診医療機関その他、精検判定、精密紹介医療機関、原発性のがんの分類、偶発症の有無

【肺がん検診】

整理番号、履歴番号、事業番号、年度、受診日、受診医療機関管理番号、受診医療機関その他、種別区分、受診区分、受診番号、総合判定、登録日、印刷区分、印刷日、更新日、受付日、抽出日、抽出時郵便番号、抽出時住所、抽出時方書、抽出時漢字氏名、抽出時カナ氏名、受診券発行日、発行理由区分、請求年月、実施形態、受診歴、セキ・タン・胸痛、血タン、喫煙歴、肺がん既往歴、家族歴、X線所見有り、既往歴、職歴、妊娠、喀痰細胞診、肺がん以外の疾患、期別、特定健診、初診料計上区分

【肺がん検診 精密検査】

整理番号、履歴番号、健診事業番号、登録日、受診区分、受診日、受診医療機関管理番号、受診医療機関その他、精検判定、臨床病歴、組織型、手術の有無、治療、精密紹介医療機関、偶発症の有無、検査方法、指導区分

【子宮がん検診】

整理番号、履歴番号、事業番号、年度、受診日、受診医療機関管理番号、受診医療機関その他、種別区分、受診区分、受診番号、総合判定、登録日、印刷区分、印刷日、更新日、受付日、抽出日、抽出時郵便番号、抽出時住所、抽出時方書、抽出時漢字氏名、抽出時カナ氏名、受診券発行日、発行理由区分、請求年月、受診歴、過去の精密検査、ホルモン剤の使用、本人歴、自覚症状、家族歴、採取方法、固定法、検体の適否、ベセスダシステム、頸部がん検診結果、通知番号、期別、クーポン利用、特定健診、初診料計上区分、体部がん検診日、体部がん検診医療機関、体部がん細胞診、体部がん検査結果

【子宮がん検診 精密検査】

整理番号、履歴番号、健診事業番号、登録日、受診区分、受診日、受診医療機関管理番号、受診医療機関その他、精検判定、精密紹介医療機関、期別、実施した検査1(コルポスコピー)、実施した検査2(組織検査)、実施した検査3(細胞診検査)、実施した検査4(HPV検査)、実施した検査5(その他の検査)、臨床進行期分類、診断日、その後の処置、他医療機関紹介先、頸部精検判定、偶発症の有無(頸部)、備考(頸部)、体部精検判定、原発性のがんの分類(体部)、偶発症の有無(体部)、備考(体部)

【乳がん検診】

整理番号、履歴番号、事業番号、年度、受診日、受診医療機関管理番号、受診医療機関その他、種別区分、受診区分、受診番号、金額、総合判定、精検情報、登録日、印刷区分、印刷日、更新日、受付日、抽出日、抽出時郵便番号、抽出時住所、抽出時方書、抽出時漢字氏名、抽出時カナ氏名、受診券発行日、発行理由区分、請求年月、乳腺分類(一次読影)、腫瘤(一次読影)、石灰化(一次読影)、その他の所見(一次読影)、一次読影判定、乳腺分類(二次読影)、腫瘤(二次読影)、石灰化(二次読影)、その他の所見(二次読影)、二次読影判定、マンモグラフィ総合判定、比較読影の有無、乳腺総合分類、通知番号、期別、クーポン利用、受診歴、既往歴(乳腺)、既往歴(ホルモン療法)、既往歴(すべてのがん)、家族歴(乳がん)、家族歴(他のがん)、自覚症状(しこり)、自覚症状(乳頭の分泌物)、自覚症状(ただれ)、視触診:乳房腫瘤・硬結(右)、視触診:乳房腫瘤・硬結(左)、視触診:乳房異常分泌(右)、視触診:乳房異常分泌(左)、視触診:リンパ節腫脹腋窩(右)、視触診:リンパ節腫脹腋窩(左)、視触診:リンパ節腫脹鎖骨上窩(右)、視触診:リンパ節腫脹鎖骨上窩(左)、視触診所見、視触診の希望有無

【乳がん検診 精密検査】

整理番号、履歴番号、事業番号、健診事業番号、登録日、受診区分、受診日、受診医療機関、管理番号、受診医療機関その他、精検判定、病理学的検査項目の有無、精密紹介医療機関、原発性のがんの分類、偶発症の有無、臨床所見(右)、臨床所見(左)、マンモグラフィ所見(右)、マンモグラフィ所見(左)、カテゴリー分類(右)、カテゴリー分類(左)、比較読影の有無

【大腸がん検診】

整理番号、履歴番号、事業番号、年度、受診日、受診医療機関管理番号、受診医療機関その他、種別区分、受診区分、受診番号、総合判定、登録日、印刷区分、印刷日、更新日、受付日、抽出日、抽出時郵便番号、抽出時住所、抽出時方書、抽出時漢字氏名、抽出時カナ氏名、受診券発行日、登録支所区分、発行理由区分、請求年月、容器引渡日、検体回収完了日、自覚症状(便通)、自覚症状(出血)、既往歴、検診歴、家族歴、陽性者勧奨結果、期別、特定健診、初診料計上区分、通知番号、勧奨区分、備考

【大腸がん検診 精密検査】

整理番号、履歴番号、事業番号、健診事業番号、登録日、受診区分、受診日、受診医療機関、管理番号、受診医療機関その他、精検判定、精密紹介医療機関、原発性のがんの分類、偶発症の有無、最大の腺腫の大きさ

【肝炎ウイルス検診】

整理番号、履歴番号、事業番号、年度、受診日、受診医療機関管理番号、受診医療機関その他、受診区分、総合判定、登録日、印刷区分、印刷日、更新日、受付日、抽出日、抽出時郵便番号、抽出時住所、抽出時方書、抽出時漢字氏名、抽出時カナ氏名、受診券発行日、発行理由区分、請求年月、受診区分(理由)、B型・C型肝炎の治療、履歴1(年前)、大きな外科的手術、履歴2(年前)、妊娠・分娩時に多量の出血、履歴3(年前)、輸血、履歴4(年前)、家族歴、GOT、GPT、HCV抗体検査、抗体検査結果、抗原検査結果、RNA検査結果、C型判定結果、B型判定結果、期別、特定健診、初診料計上区分

【肝炎ウイルス検診 精密検査】

整理番号、履歴番号、事業番号、健診事業番号、登録日、受診区分、受診日、受診医療機関管理番号、受診医療機関その他、精検判定、備考

【歯科健診】

整理番号、履歴番号、年度、受診日、受診医療機関管理番号、受診医療機関その他、種別区分、受診区分、総合判定、登録日、印刷区分、印刷日、更新日、受付日、抽出日、抽出時郵便番号、抽出時住所、抽出時方書、抽出時漢字氏名、抽出時カナ氏名、CPITN区分1、CPITN区分2、CPITN区分3、CPITN区分4、CPITN区分5、CPITN区分6、CPITN区分7、健全歯数、処置歯数、未処置歯数、喪失歯数、欠損補綴歯数、現在歯数、受診番号、受診券発行日、発行理由区分、請求年月、PD区分1、PD区分2、PD区分3、PD区分4、PD区分5、PD区分6、PD区分7、口腔清掃状態、咬合機能異常、口腔粘膜・軟組織の異常、歯石の付着、精密・CPI=歯周ポケット1、精密・CPI=歯周ポケット2、精密・う蝕治療、精密・補綴処置、精密・その他、期別

【歯科健診 精密検査】

整理番号、履歴番号、事業番号、健診事業番号、登録日、受診区分、受診日、受診医療機関管理番号、受診医療機関その他、精検判定

【骨粗しょう症検診】

事業番号、年度、受診日、受診医療機関管理番号、受診医療機関その他、種別区分、受診区分、総合判定、登録日、登録区分、登録支所区分、受診券無効フラグ、支払対象外フラグ、請求年月、備考、勧奨区分、勧奨日、20歳以降の身長変化(縮)、骨密度検診受診歴、骨折歴、血縁者の大腿骨近位部骨折歴、喫煙歴、飲酒歴、ステロイド投与歴、既往歴、月経有無、出産経験、定期的な運動、カルシウム摂取、ダイエットの有無、検査方法、骨量値__腰椎、骨量値__大腿骨、骨量値__前腕、骨量値計算用項目、期別、特定健診、初診料計上区分

【骨粗しょう症検診 精密検査】

受診区分、受診日、受診医療機関管理番号、受診医療機関その他、発行日、登録日、請求年月、支払対象外フラグ、登録支所区分、精検判定、備考、勧奨区分、勧奨日、精密紹介医療機関、検査方法、その他検査方法

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
がん検診等記録ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>●対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受診券の一斉送付対象者の抽出は、住民基本台帳を管理する住民記録システムから入手する。また、国保資格及び後期高齢者医療制度資格者の対象要件を満たすものを国保情報システムから入手する。住民税が特別徴収以外の対象要件を税情報システムから入手する。これらの連携により一斉送付対象者の抽出を行い、対象者を特定する。 2 窓口で受診券発行をするときは、受付票に住所・氏名等・希望する検診等の記載をしてもらう。電話での申し込みを受けるときは、内容を復唱し聞き間違いを防ぐ。窓口・電話・電子申請ともシステムで照合の上対象要件を確認にする。 3 生活保護情報は、生活福祉課が用意したリストに基づき、システムで対象者を確認し受診券を発行する。 4 他の業務システムから情報を入手するときは、整理番号により、正確に対象者本人とひも付く情報のみを連携するようにする。 <p>●必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民記録システムから入手する情報は、あらかじめ設定した項目のみとする。 2 国保情報システムから入手する情報は、あらかじめ設定した項目のみとする。 3 税務情報システムから入手する情報は、あらかじめ設定した項目のみとする。 4 生活保護情報は、生活福祉課で用意した情報項目のみとする。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: right;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>成人保健システムを使用する職員を特定し、静脈認証情報とパスワードによる二要素認証を行うとともに、操作ログを記録する。また、異動等があった場合は速やかに操作権限を解除する。</p>	

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の参照について、システムの権限管理機能により制御を行い、個人番号利用事務実施者以外の者が個人番号を含む特定個人情報を参照できないよう制御を行う。		
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; background-color: #ffff00;">具体的な管理方法</td> <td style="background-color: #ffff00;">職員個人ごとにID登録を行い必要な業務の操作権限を割り当て、二要素認証によるユーザー認証を行う。</td> </tr> </table>	具体的な管理方法	職員個人ごとにID登録を行い必要な業務の操作権限を割り当て、二要素認証によるユーザー認証を行う。	
具体的な管理方法	職員個人ごとにID登録を行い必要な業務の操作権限を割り当て、二要素認証によるユーザー認証を行う。		
その他の措置の内容	異動等により所属が変わる際には、速やかにユーザー情報の更新を行い、適切な権限設定を維持する。また、システム操作ログを取得し記録確認をする。		
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> ●職員が事務外で使用するリスクに対する措置 定期的なセキュリティ研修を行い、個人情報の業務外利用の禁止や漏えい防止策について、職員に周知徹底する。 ●特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 システムの端末は外部記憶媒体用のインターフェイスを封じ、USBメモリ等への複写ができない仕組みとする。 ●使用の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 事務処理後や離席時は画面ロック(初期画面に戻すこと)を徹底し、一定時間操作がない場合は、スクリーンセーバーにより画面ロックがかかる設定とする。端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に配置する。 			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>●成人保健システム及び共通連携基盤システムにおける措置 特定個人情報の照会時には、情報の照会及び提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な入手を防止する。</p> <p>●中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>●成人保健システム及び共通連携基盤システムにおける措置 特定の権限者以外は情報の照会及び提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p> <p>●中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>●成人保健システム及び共通連携基盤システムにおける措置 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能を介して中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、成人保健システムへのアクセスはできない。</p> <p>●中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>●中間サーバー・プラットフォームにおける措置 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p>			

●特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置

- 1 住民登録のある対象者に係る情報については、住民記録システムとの間におけるデータ連携により、定期的に自動更新する。
- 2 国保資格・後期高齢者医療制度資格等の要件確認に必要な情報については、他の業務システムとのデータ連携等により、最新の情報に更新する。

8. 監査

実施の有無

自己点検

内部監査

外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

十分に行っている

<選択肢>

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

具体的な方法

職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時に、必要な知識の習得のための研修を実施している。また、必要な知識を習得させるための研修に毎年参加し、その記録を残している。

10. その他のリスク対策

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	目黒区健康推進部健康推進課 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話:03-5722-9589
②請求方法	書面による申請
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	目黒区健康推進部健康推進課 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話:03-5722-9589
②対応方法	1 問い合わせがあった場合は、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 2 情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、企画経営部情報政策課に報告する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年1月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月6日	特記事項	がん検診等に関する事務において、成人保健システム使用に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19号第8号の規定に基づき、他の市区町村との間でがん検診等の結果記録情報の情報照会・情報提供を行う。(令和4年6月開始予定)	がん検診等に関する事務において、成人保健システム使用に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19号第8号の規定に基づき、他の市区町村との間でがん検診等の結果記録情報の情報照会・情報提供を行う。	事後	事前の提出・公表が義務付けられない項目の変更
令和5年10月6日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	健康増進法第19条の2及び厚生労働省令で定める市町村による健康増進事業であるがん検診(胃がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診)、肝炎ウイルス検診、歯科健診の実施に関する事務であって主務省令で定めるものを行う。この業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報を扱う。	健康増進法第19条の2及び厚生労働省令で定める市町村による健康増進事業であるがん検診(胃がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診)、肝炎ウイルス検診、歯科健診、骨粗しょう症検診の実施に関する事務であって主務省令で定めるものを行う。この業務を行うにあたり、次の事務において特定個人情報を扱う。	事前	骨粗しょう症検診事業が新規開始するため
令和5年10月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	—	提供の有無及び提供先の追記	事後	評価書見直し時における修正
令和5年10月6日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	—	骨粗しょう症検診及び骨粗しょう症検診の記録項目の追記	事前	骨粗しょう症検診事業が新規開始するため 特定個人情報ファイルを取り扱う前のため、提出時期は事前とする。
令和5年9月1日	特記事項	がん検診等に関する事務において、成人保健システム使用に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19号第8号の規定に基づき、他の市区町村との間でがん検診等の結果記録情報の情報照会・情報提供を行う。	特記事項の削除	事後	評価書見直し時における修正
令和5年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務においてしようするシステム システム1 ③他のシステムとの接続	既存住民基本台帳システム、宛名システム等、税務システム、その他(国民健康保険システム)	庁内連携システム、既存住民基本台帳システム、税務システム、その他(国民健康保険システム)	事前	地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、システム環境が変更するため
令和5年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務においてしようするシステム システム2	団体統合宛名システム	団体統合宛名システムに係る記載の削除	事前	地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、システム環境が変更するため
令和5年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務においてしようするシステム システム2	—	共通連携基盤システムについて記載	事前	地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、システム環境が変更するため

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務においてしようするシステム システム3 ②システムの機能	1 符号管理 符号と、団体統合宛名番号を紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の照会をするとともに、照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会があった旨を受領するとともに、当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 5 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 6 データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、照会、提供情報等について連携する。 7 セキュリティ管理 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リスト情報を管理する。 8 職員認証・権限管理 中間サーバーを利用する職員の認証を行うとともに、当該職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 9 自己情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイル	1 符号管理 情報の照会及び提供に用いる個人の識別子である「符号」と、統一識別番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の照会をするとともに、照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会があった旨を受領するとともに、当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存住基システム接続 中間サーバーと共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能との間で照会内容、提供内容、特定個人情報(連携対象)等について連携する。 5 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、照会、提供情報等について連携する。 8 セキュリティ管理 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リスト情報を管理する。 9 職員認証・権限管理 中間サーバーを利用する職員の認証を行うとともに、当該職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う。 11 自己情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う。 12 お知らせ お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供と、その状況確認依頼に対し回答結果の受領を行う。	事前	地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、システム環境が変更するため
令和5年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務においてしようするシステム システム3 ③他のシステムとの接続	情報提供ネットワークシステム、宛名システム等	情報提供ネットワークシステム、庁内連携システム	事前	地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、システム環境が変更するため
令和5年9月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第1 第76項 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第1 第111項 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	事後	法律の改正に伴う修正
令和5年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法律上の根拠	【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の102の2項 【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の102の2項	【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の136項 【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の136項	事後	法律の改正に伴う修正
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託の有無 ※	委託する 4件	委託する 3件	事前	地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、システム環境が変更するため
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2	システム運用保守業務(団体統合宛名システム)	システム運用保守業務(団体統合宛名システム)に係る記載の削除	事前	地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、システム環境が変更するため
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2	—	共通連携基盤システム運用・保守業務について記載	事前	地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、システム環境が変更するため
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3	基盤環境運用業務(団体内統合宛名システム)	基盤環境運用業務(団体内統合宛名システム)に係る記載の削除	事前	地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、システム環境が変更するため

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3	—	磁気媒体等外部保管について記載	事前	地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、システム環境が変更するため
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4	磁気媒体等外部保管	磁気媒体等外部保管に係る記載の削除	事前	地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、システム環境が変更するため
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2の102の2項	番号法第19条第8号及び別表第2の136項	事後	法律の改正に伴う修正修正
令和5年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法別表第2の102の2の項に定める事務	番号法別表第2の136の項に定める事務	事後	法律の改正に伴う修正
令和5年9月1日	III リスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	●中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	●成人保健システム及び共通連携基盤システムにおける措置 特定個人情報の照会時には、情報の照会及び提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な入手を防止する。 ●中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能	事前	地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、システム環境が変更するため

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	<p>Ⅲ リスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>	<p>●成人保健システム及び共通連携基盤システムにおける措置 特定の権限者以外は情報の照会及び提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報やりとりされることを防止する。</p> <p>●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>	事前	地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、システム環境が変更するため
令和5年9月1日	<p>Ⅲ リスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>●成人保健システム及び団体内統合宛名システムにおける措置 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、団体内統合宛名システムを介して中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、成人保健システムへのアクセスはできない。</p> <p>●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 1 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>●中間サーバ・プラットフォームにおける措置 1 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>●成人保健システム及び共通連携基盤システムにおける措置 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能を介して中間サーバが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、成人保健システムへのアクセスはできない。</p> <p>●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 1 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>●中間サーバ・プラットフォームにおける措置 1 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事前	地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、システム環境が変更するため

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容</p>	<p>●成人保健システム ・システムのサーバーは、入退室管理をしている鍵のかかった部屋で施錠された状態で設置保管し、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理を行う。 ・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバーのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータを保存した電子記録媒体は、別途遠隔地に保管し、委託により安全管理措置が講じられた場所で管理する。 ・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。</p> <p>●団体内統合宛名システム ・システムのサーバー群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーを除く。)は、入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。 ・システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバーは、区施設内にある専用の機械室(電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等による厳重な管理実施)又は外部データセンター(入館及びサーバー室への入室の厳重管理実施)に設置する。 ・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバーのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。</p>	削除	事後	評価書見直し時における修正

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		<p><物理的対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ●成人保健システム <ul style="list-style-type: none"> ・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。 ●中間サーバー <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ●ガバメントクラウド <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p><技術的対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ●成人保健システム <ul style="list-style-type: none"> ・成人保健システムは、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークによる構成とし、インターネットとの接続は行わないこととする。 ・成人保健システム端末は、外部記憶媒体の接続ができないよう設定する。 ・システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて詳細に設定し、アクセスログを記録する。 ●中間サーバー <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ●ガバメントクラウド <ul style="list-style-type: none"> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 	事前	地方公共団体情報システム標準化への対応に伴い、システム環境が変更するため
令和5年9月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2022/1/1	2023/9/1	事後	評価書見直し時における修正
令和7年1月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第1 第76項 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	番号法別表111の項	事後	評価書見直し時における修正
令和7年1月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法律上の根拠	【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の136項 【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の136項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	評価書見直し時における修正
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名称	株式会社日立システムズ(予定)	株式会社日立システムズ	事後	評価書見直し時における修正

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2の136項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	評価書見直し時における修正
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法別表第2の136の項に定める事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第141条各号に掲げる事務	事後	評価書見直し時における修正
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供する情報	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	番号法第19条第8号に基づく主務省令第141条各号に掲げる情報	事後	評価書見直し時における修正
令和7年1月31日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(省略) (※1) (省略) (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) (省略)	(省略) (※1) (省略) (※2) 番号法に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) (省略)	事後	評価書見直し時における修正
令和7年1月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2023/9/1	2025/1/31	事後	評価書見直し時における修正
令和8年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 >4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 >委託の有無 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	3件	4件	事前	評価書見直し時における修正
令和8年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 >4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 >委託事項2 ①委託内容	ガバメントクラウドでの申請管理機能・団体内統合宛名機能を含む成人保健システム等の事務処理システムの基盤環境の構築、運用、システム移行業務、システムデータの滅失等に備えたバックアップデータの保管等	ガバメントクラウド上で関係システム間のデータ連携を担う共通連携基盤システム(申請管理機能・団体内統合宛名機能・住登外者宛名番号管理機能を含む)の構築、運用、システム移行業務、システムデータの滅失等に備えたバックアップデータの保管等	事後	地方公共団体情報システム標準化対応として従来より標準仕様書に基づき実装を進めている機能であるが、当該機能に係る国通知を踏まえて条例を改正したことと合わせて機能を明記(重要な変更には該当しない)
令和8年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 >4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 >4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 >委託事項4	—	宛名システム運用・保守業務について記載	事前	評価書見直し時における修正
令和8年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 >7. 備考	①成人保健システムについては、令和7年度までにガバメントクラウドに構築の国仕様に準拠したシステムに移行予定	①成人保健システムについては、令和9年度中にガバメントクラウドに構築の国仕様に準拠したシステムに移行予定	事前	重要な変更には該当しない
令和8年3月2日	IV 開示請求、問合せシート >1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 >①請求先	目黒区健康福祉部健康推進課	目黒区健康推進部健康推進課	事後	組織改正に伴う修正(重要な変更には該当しない)
令和8年3月2日	IV 開示請求、問合せシート >2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ >①連絡方法	目黒区健康福祉部健康推進課	目黒区健康推進部健康推進課	事後	組織改正に伴う修正(重要な変更には該当しない)
令和8年3月2日	IV 開示請求、問合せシート >2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ >②対応方法	・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、情報政策推進部行政情報マネジメント課に報告する。	・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、企画経営部情報政策課に報告する。	事後	組織改正に伴う修正(重要な変更には該当しない)
令和8年3月2日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2025/1/31	2026/1/1	事後	評価書見直し時における修正